

No	質問	回答
1	「建築確認手続き等における電子申請の取扱いについて（技術的助言）」（令和3年2月1日付け国住指第3661号）中の「行政機関等」とはなにか。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第3条第2号において規定されており、「行政機関等」とは地方公共団体又はその機関（同号ハ）のほか、行政庁が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者（同号ト）に該当する指定確認検査機関も含まれます。
2	建築確認の申請をデータで受け付ける場合、電子署名のないデータを受け付けることができるか。	可能です。申請データに氏名又は名称の記録がされていることをご確認ください。例えば、以下の方法が考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・図面等に氏名又は名称が記載されていること。</li> <li>・データのプロパティに、作成者等が記録されていること。</li> </ul>
3	申請図書を訂正する場合、訂正印は必要か。	申請図書の訂正印は法令上定めがありません。適切な者が訂正していることの確認はトラブル防止のため必要と考えますが、確認方法は行政機関等の判断によります。
4	委任状への押印は必要か。	行政機関等は委任状への押印の有無を確認する必要はありませんが、行政機関等の判断により、適切な方法で委任者の意思確認を行ってください。なお、委任者・受任者間のトラブル防止のため、必要に応じ、委任者・受任者間で押印の可否を判断いただくようお願いください。
5	建築基準法において保存期間が定められている申請図書等を保存する際、タイムスタンプの付与は不要と考えてよいか。	タイムスタンプの付与は不要です。なお、当該電磁的記録が保存期間を通じて処分時と同じ状態であることが確認できるようにすることが必要です。
6	平成26年通知に基づき、電子署名がされたデータの保存時にはタイムスタンプを付与していたが、今後は当該データへのタイムスタンプを不要としても良いか。	具体的には、あらかじめ許可した者以外のアクセス制限、保存データへのアクセスログ、保存データのバックアップによる対応等が考えられます。
7	建築士法第20条、第20条の2、第20条の3の規定に基づく設計図書への建築士の記名・押印は不要となっていないが、確認申請の添付図書は建築士法で規定する設計図書には当たらないか。	貴見のとおりです。なお、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年5月19日公布、令和3年9月1日施行）により、令和3年9月1日以降、建築士法第20条、第20条の2、第20条の3

	ないため、添付図書への建築士の押印は不要と考えてよいか。	の規定に基づく設計図書への建築士の押印が不要となります。
8	建築士法第20条第2項の規定に基づく構造安全証明書への押印は引き続き必要か。	民間の手続きであり、引き続き押印は必要ですが、建築確認を電子的に行う場合、押印した証明書をスキャンしたデータを行政機関等に送付することで提出することができます。
9	計画通知の通知者官職及び設計者への押印は引き続き必要か。	書面で通知する場合には計画通知書への押印が必要です。データで提出する場合は、記名・押印の確認に代わり、データに氏名又は名称の記録がされていることをご確認ください。
10	指定確認検査機関から特定行政庁又は建築主事へ提出する確認審査報告書等への押印は引き続き必要か。	令和3年9月1日施行の省令改正により、押印は不要となりました。
11	確認済証、中間検査済証、完了検査済証は引き続き紙で交付する必要があるか。	紙で交付する必要があります。
12	電子メールにPDF等のデータを添付して提出する方法、アップロードサービスを使ってデータをアップロードすることで提出する方法で申請を受け付けることも可能か。	可能です。具体的な提出方法については、事前に行政機関等のホームページ等で案内するようにしてください。
13	令和3年1月1日以降も、当面は従前の印付の様式で申請が可能と考えてよいか。	貴見のとおりです。
14	電子署名のない、申請データに氏名又は名称の記録のあるデータを受け付けるために、業務規程の改訂が必要となるか。	署名等の代替措置として、「申請データに氏名又は名称を記録する措置」を業務規程に規定する必要があります。業務規程を変更される際は、令和3年3月11日付事務連絡「確認検査業務規程のサンプルの改訂について」を参考に申請してください。
15	電子申請として受理（引受け）したデータを行政機関等が印刷して書面申請として受け付けることができるか。	できません。電子データで受理（引受け）したものは、電子データが申請図書となります。したがって、機関が電子データから書面に印刷（作成）し、書面申請として受理（引受け）することはできません。書面申請に使用する申請図書の印刷は、申請者又は手続きの代理等の業務として代理者が行う行為です。また、電子メール、アップロードサービス等により受け取った電子データを書面申請とすることは同様にできませんが、電子申請として受理する場合は、No.14を踏まえ、業務規程を改訂してください。